

岩手県告示第394号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成24年5月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成24年5月15日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 橋本建築
    - イ 主たる営業所の所在地 久慈市山形町川井第10地割70番地1
    - ウ 代表者の氏名 橋本健志
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第8756号
  - (3) 処分の内容 土木工事業及び建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成24年5月2日付けで土木工事業及び建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成24年5月11日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社フクタ
    - イ 主たる営業所の所在地 二戸市福田字中屋敷3番地1
    - ウ 代表者の氏名 中田専市
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第8999号
  - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成24年5月10日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成24年5月15日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社甲斐建設
    - イ 主たる営業所の所在地 九戸郡軽米町大字軽米第9地割4番地8
    - ウ 代表者の氏名 甲斐鉦康
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第9329号
  - (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成24年5月10日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成24年5月17日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 谷地組
    - イ 主たる営業所の所在地 紫波郡矢巾町大字広宮沢第10地割515番地3
    - ウ 代表者の氏名 谷地喜悦
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第20185号
  - (3) 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成24年5月17日付けで土木工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このこ

とが法第29条第1項第4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成24年4月27日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社リファイン

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市津志田5地割7番地11

ウ 代表者の氏名 江口章

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-22)第20401号

(3) 処分の内容 大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成24年4月25日付けで大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成24年5月7日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 松村左官工業所

イ 主たる営業所の所在地 岩手郡雫石町長山羽上37番地31

ウ 代表者の氏名 松村武身

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-20)第20557号

(3) 処分の内容 左官工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成24年5月2日付けで左官工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 平成24年4月27日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社田村工務店

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市永井18地割127番地4

ウ 代表者の氏名 田村秀実

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-20)第20558号

(3) 処分の内容 土木工事業、左官工事業、石工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成24年4月19日付けで土木工事業、左官工事業、石工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

8(1) 処分をした年月日 平成24年5月7日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 トラストテック株式会社

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市三ツ割五丁目1番37号

ウ 代表者の氏名 佐々木知恵子

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-23)第20710号

(3) 処分の内容 土木工事業及び管工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成24年4月16日付けで土木工事業及び管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

9(1) 処分をした年月日 平成24年5月16日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 丸梅工業

イ 主たる営業所の所在地 北上市北鬼柳33地割95番地2

ウ 代表者の氏名 小原孝悦

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-20)第50225号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成24年4月23日付けで土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。